

監 第 75 号の4
令和6年1月24日

上山市長 山本幸靖様
上山市議会議長 大沢芳朋様

上山市監査委員 大和 啓
上山市監査委員 枝松直樹

定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、次のとおり監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により提出します。

記

1 監査の基準

上山市監査基準（令和2年監査委員告示第1号）に準拠して監査を行った。

2 監査等の種類

財務監査（地方自治法第199条第1項）及び行政監査（同条第2項）。

3 監査等の対象 庶務課

4 監査期日 令和6年1月10日

5 監査等の着眼点

監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。令和5年度上山市監査計画の「2 監査の実施方針」により行った。

6 監査等の実施内容

諸帳簿及び資料のほか関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じ関係者から説明を聴取して行った。

7 監査等の結果

監査の対象となった事務は、概ね適正と認めた。

なお、主なる所見は次のとおりである。

(1) 主なる所見

広範囲にわたる業務を所管し、市の司令塔として尽力されていることに敬意を表する。人材確保に苦慮されるなか、適時採用条件等を改めるなど様々な工夫が見られるが、引続き有為な人材の確保に努められたい。

また、人事サービス、文書法令等の基本的な行政事務に関する研修等により、職員の事務能力の底上げを図られたい。